

平成24年12月25日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪維新の会大阪市会議員団
幹事長 大内 啓治
政調会長 福島 真治

平成25年度大阪市予算編成及び政策要望書

大阪市の現状を考えるとき、平成24年度予算では、元年度決算に比較して法人市民税は6割も減少する一方、扶助費は2.9倍と大幅に増大している。また、本年2月に出された今後の財政収支概算（粗い試算）（平成24年2月版）では、平成26年度に最大の収支不足（572億円）が見込まれるなど、ここ10年は約500億円の通常収支不足が見込まれている。この通常収支不足については、橋下市長になられて積極的に改善策に取り組まれているが、依然厳しい状況であるので、引き続き取り組みを強化しなければならない。

我が大阪維新の会では、都構想を掲げ、広域と基礎自治の役割分担を明確にし、合理的な統治機構を目指している。

地方自治法第2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」と規定し、行政運営の効率性、有効性を地方自治体に課している。そして地方行政は「行政管理」から「行政経営」への転換期をむかえ、戦略的自治体経営の必要性に迫られている。今日の日本で、東京一極集中がもたらす地方の衰退及びそれに伴う日本全体の低迷は、地方自治体の改革によって改善され、地方分権の推進は最大自治体である大阪市が責務を担っている。

地方分権は自己決定・自己責任を基本とし、説明責任、透明性、公平性、有効性を維持しながら、自治体経営を目指すものである。本市は、地域特性を生かした市民との協働により、誇りの持てるまち一大阪の再生に邁進しなければならない。さらには個性と魅力ある地域運営を進め、新しい自治体の先駆者となる必要がある。

この観点から、平成25年度予算を編成するにあたり、我が大阪維新の会大阪市会議員団は財政再建そして市民のために必要な政策の確実な実行のため以下を強く要望するものである。

1. 改革編

(1) 公務員改革

これまでの公務員制度では、身分保障の名の下に、一度公務員になれば公務員という地位が保障され、成果を上げずとも年を重ねれば昇給する年功序列型の人事がまかり通ってきた。しかし、より良い住民サービスを実現するためには、意欲と能力があり、努力し成果をあげる公務員には、年齢に関係なく責任ある仕事の機会や重要なポストを与え、それにふさわしい待遇にするべきであり、身分的、特権的な公務員組織である大阪市役所を、市民のための普通の組織、当たり前の組織に変えていく、つまり、公務員を「身分」から「職業」に変えていくことが必要である。能力、意欲のない公務員には組織から撤退してもらい、能力、意欲のある公務員を抜擢する組織に変えていくべきである。

公務員に対する市民の信頼を高め、市民のための組織に変えていくため、下記の項目にあげる公務員改革をより一層断行されるよう要望する。

① 職員改革

i 人事制度改革

能力とやる気のある職員にはその労に報いる必要があり、そうでない職員を市民の税金で養うことはできない。また、幹部公務員については、年功序列ではなく、公務員内外を問わず、やる気と能力のある者を積極的に登用する必要がある。

その観点から、引き続き所属長ポスト等を広く内外から公募するとともに、平成25年度から導入する相対評価による人事評価制度を実効性の高いものとし、適正な人事評価と昇給・昇格・勤勉手当への反映等を実現すること。

職員の服務については、懲戒処分・分限処分を厳格に実施することに加え、病気休暇・病気休職制度を厳格化するなどの取り組みを進めことにより、組織の規律を確保し、度重なる不祥事によって失った市民からの信頼を回復すること。

ii 職員数の削減

職員は、市民のために誠実に職務を行わなければならず、勤務成績不良の職員や適格性を欠く職員を市民の税金で養うことはできない。また、民間で行うことができ、必ずしも公務員が行う必要がない現業部門は民間に開放するべきである。それゆえ、これまで形骸化していた分限制度を見直し、組織改廃による場合も含め、分限制度のより厳格な運用を行い、積極活用することにより、職員数の大幅削減を実行すること。

具体的には、約1万2,000人（職員総数の約3割）以上の職員を削減すること。

iii 天下りの根絶

天下りは、天下りをした退職職員の人事費を確保する目的で税の投入がされ、事業を不必要に増加させる傾向にある。多くの税金が投入された共済年金が十分支給されているのに、退職職員が税金から高額な報酬をもらっている現状は、到底市民の理解が得られるものではない。

それゆえ、職員の再就職規制については、職員基本条例に基づき厳格に行うこと。

iv 外郭団体の全廃

大阪市の外郭団体は、市職員OBの天下りの温床となっており、外郭団体への競争性のない随意契約による無駄な事業支出等や不明瞭な補助金等が、税金の無駄遣いの象徴となっている。そこで、民間で行うことができる事業に関しては民間で行うべきであることから、平成24年7月1日時点で70ある大阪市の外郭団体については、廃止・民営化・広域化等により、全廃を目指すこと。

② 経営形態の変更

他都市と比較した大阪市役所の最大の特徴は、現業職が圧倒的に多い点であるので、民間でできることは民間で行う、役所は民間では行うことができない業務を行うべきである。また、大阪府全域で行うことが効率的といえる業務について、大阪市が単独で行う必要はない。

このような観点から、現業部門について組織改廃による分限処分も行い、聖域なき抜本的改革を実現すること。これにより、市民にとってのメリットを向上させるとともに、職員の人事費等の経費を大幅カット、不要となった不動産等の資産を売却することなどで財源を生み出すよう要望する。

i 地下鉄、バス

地下鉄事業については完全民営化し、バス事業については民間に開放することで、経営の合理化を図ること。また、私鉄との相互乗入、乗換を推進し、利便性を高めるとともに、運賃の値下げを目指すこと。

ii 水道

大阪市水道局を大阪広域水道企業団に統合させ、府域全域のワン水道を実現することで人員を統合整理し、浄水場の適正配置などの合理化を図り、統合協議が進展しない時には、管理・運営とインフラ整備を分離し、管理・運営については民営化を進めること。これにより、経費の削減を行い、水道料金の値下げを目指すこと。

iii 下水道

大阪市の下水道事業は人件費率が政令市平均の1.5倍以上となっており、スリム化が必要である。さらに今後は、下水道使用料収入の引き続きの減少に加え、古くなった管渠等の改築更新等でコストアップが予想される。下水道事業を管理・運営とインフラ整備に上下で分離し、管理・運営については、民間のノウハウを導入して、管理運営コストを下げるここと。

iv ゴミ処理

ごみ減量施策を実行し、ごみ処理量収集量100万トン以下、将来的には90万ト

ンをめざすこと。

また、ゴミ焼却については、広域化した一部事務組合により行ない、不要な焼却場を削減すること。収集業務の民営化を進め、ゴミ処理にかかる経費を削減すること。

v 市立病院

大阪市内には、府立の急性期・総合医療センターや成人病センターもあるが、市立病院と連携が不十分で、またいずれの病院も公務員型のため人件費率が高くなっている。公立・公的病院は3次救急医療・高度周産期医療には中核的役割を果たすためにも、大阪全域の医療需要に対応した非公務員型の地方独立行政法人大阪病院機構により一体経営すること。

住吉市民病院の小児・周産期医療については、府立急性期・総合医療センターに機能統合し、同病院が地域で果たしてきた機能を維持・向上する方策を積極的に検討されたい。

vi 港湾

港湾法に基づいた港務局により府市統合し一体運営を行うとともに、国際コンテナ戦略港湾の実現を図ること。

vii 大阪市立大学

大阪都公立大学法人により、公立大学法人大阪府立大学と一体経営することで、重複した学部を整理し、学校マネジメントも学ぶことができる新たな教育学部や高付加価値分野の理工系、医学系等の学部を設置し、教育、研究機能を集中強化すること。

viii 市立動物園、図書館、博物館など

大阪全域の文化需要に対応した地方独立行政法人家学振興機構、その他の方法により順次、一体経営を含めた効率的な運営を目指し、箱モノ中心の文化振興から、芸術家、利用者中心の文化振興を推進し、都市格の向上に努めること。

ix 保育所、幼稚園、福祉施設

これらの施設については民営化を図り、社会福祉法人、学校法人等の経営形態により、柔軟かつ利用者目線に立った運営を可能にし、待機児童の解消、子育て・福祉サービスの向上を図ること。

(2) 教育改革

大阪市における教育行政を改革するため、先般、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例を制定し、市長が教育委員会と協議して教育振興基本計画の案を作成して市会の議決を経て定めることを通じて、政治と行政が連携して教育の目標と施策の内容を決定するとともに、校園長の予算や人事に関する意見を尊重することなどにより、校園長を中心としたマネジメントの確立に向けた総合的な改革に取り組み、

学校協議会の設置により、保護者や地域住民などが学校運営に参加し、その意向を反映するなどの教育改革の方向性を定めたところであり、その方向性に沿った新たな施策の実施や制度の確立を断行されたい。

① 現状

将来の大坂を支え、発展させていくためには、その人材となる大阪市内の児童生徒に対する充実した教育を行い、自主自立の精神をもった人材を育成することが不可欠である。しかしながら、現在の大坂市の学校教育は、校長の権限が弱く、学校をマネジメントすることが困難な状況である。また、児童、生徒、保護者が学校を選ぶことができず、学校間の競争がないため、教育サービス提供の切磋琢磨がない状況である。

② 教育改革の具体策

以上の観点から、明日の大坂を担う人材を育成するため、硬直化した教育委員会任せの学校教育を抜本的に改革されたい。

総論

- i 大阪市教育振興基本計画の改訂に当たっては、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の趣旨を踏まえ、校長のマネジメントの下で教員が切磋琢磨して特色ある教育を進められるよう改革を断行し、子どもが将来グローバル人材として自立していくための教育を充実すること。
- ii 保護者、周辺地域住民等が参加する学校協議会により、地域の声を教育に反映させるよう、学校協議会の運営を適切に補佐すること。
- iii 校長、副校長を段階的に内外公募し、マネジメント能力が高い人材を登用できる制度を構築すること。
- iv 市立学校における教員の任用や人事評価について校長の意見を反映させることができる制度を構築すること。また、人事評価の制度構築においては、保護者の意見を反映させられるよう取り組まれたい。
- v 学校運営について校長に予算要求権を付与すること。
- vi 保護者、地域などからの過度な要望や苦情などの課題を抱えた学校への支援を行う制度を構築すること。
- vii 教員が授業に専念できる体制を整えること。
- viii 校長については目標達成度、教員については人事評価の結果を給与に反映させることができる制度を構築すること。
- ix やる気のある教員個人やグループが主体的に行う実践的な研究活動に対する支援を実施すること。

各論

- i 中学校でブロック選択制を採用し、ブロック化した区域で学校選択を可能にする制度を構築すること。
- ii 小学校で学校選択制を採用できるよう制度の検討を進めること。
- iii 学力テストを実施し、学校協議会の求めに応じて積極的にその結果を公開する

制度を構築すること。

- iv 小中一貫・中高一貫教育の推進を図ること。
- v 児童いきいき放課後事業を公募にし、管理作業員や給食調理員は地域ボランティアを含む民間参入を促進すること。
- vi 普通高校、商業高校、工業高校について、統合を推進し、専門性及び機能の強化を図るとともに、大学、産業界との連携を積極的に行うこと。
- vii グローバル人材の育成に向け、小中学校において、使える英語を身につける英語教育の充実を図ること。
- viii 小中学校において、最先端のＩＣＴ学習環境を整備し、それを活用した新たな授業づくりを進めること。
- ix いじめや問題行動に毅然とした対応をとるための実効性のある取り組みを行うこと。

(3) 財政改革

① 大阪市の財政状況

大阪市の地方債残高は、平成23年度一般会計決算で2兆8,278億円であり、全会計では、4兆9,993億円に上っている。

市税収入についても、平成23年度決算では6,361億円で、平成8年度と比較して1,400億円を超える減収となっており、特に法人市民税については、平成元年度当時2,482億円であったものが、平成23年度は1,162億円となり、大幅減少となっている。

地方税等の経常的な一般財源が、人件費等の経常的な経費にどの程度充てられているかの指標である経常収支比率については、平成23年度99.5%となっており、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを物語っている。

② 財政改革

このような硬直化した大阪市の財政状況にかんがみれば、現行の大阪市制度で持続的発展を期待することは不可能であり、大阪都構想はもとより、既述の市役所改革等様々な構造改革を抜本的に行うとともに、市税収入を高めるような積極的な経済施策を大阪全体で行う必要がある。また、中期的な財政収支の見通しを持ち、収入の範囲内で予算を組む、予算の編成過程の情報を公開し透明性を確保する、といった原則にのっとり、健全で規律ある財政運営の確保を図ること。

また、これに加え、次のような財政改革を行う必要がある。

- i 大阪市は大阪市内の約4分の1の土地を保有しているところ、不要な資産を洗い出し未利用地を売却することなどで財源をねん出すること。
- ii 大阪市が所有する公共建物の管理形態を改め、管理費コストを改善すること。
- iii 大阪都が実現するまでの間、現在の24の行政区を市内5～9にブロック化して、合理化を図ること。
- iv 現状で4兆9,993億円ある市債について、残高の削減目標値を設定して大幅に減らすこと。
- v 財政規律の観点を考慮するとともに、団体補助から事業補助へこれまでの補

- 助金、交付金制度をさらに見直すこと。
- vi 差等補助の解消について大阪府と協議されたい。
 - vii 事業マネジメントを強化し、P D C Aサイクルを着実かつ効果的に回すため、複式簿記、発生主義に基づく、大阪府と同様の新公会計制度を導入すること。
 - viii 長期にわたり実現の見通しがたたないばかりか、都市の発展を阻害している都市計画道路、公園計画の見直しを迅速に行うこと。また、未利用地の売却を推進すること。
 - ix 国民健康保険料などの未収金の収納対策を強化すること。
 - x 特定調停を経た団体について、経営の自立化を一層促すとともに、市の関連支出の不斷の見直しを図ること。

2. 市民サービス編

(1) 子育て支援

- ① 民間に比べ人件費が割高となっている保育所、幼稚園を迅速かつ全施設民営化を検討し、定数の大幅な増大により待機児童を解消し、延長保育や病児・病後児保育等サービスの充実を実現されたい。
- ② 待機児童解消に向け、自宅や賃貸アパート等で3歳未満の児童を少人数で保育する保育ママ制度を拡充すること。
- ③ 中学校卒業までの通院入院の医療費の所得制限の撤廃（緩和）について検討されたい。また、大阪府の補助制度についても拡充を要望されたい。
- ④ 予防接種台帳のデータ化等により、必要に応じて未接種者への接種勧奨を行い、定期接種の接種率を向上させるとともに、任意接種となっているB型肝炎やロタウイルスなどの予防接種について、補助の拡大を検討されたい。
- ⑤ 深刻化している児童虐待について区役所や保育所・学校等における防止体制を強化すること。
- ⑥ 少子化に歯止めをかけ、活力ある大阪市を取り戻すため子育て世代への市営住宅の入居枠を拡大すること。
- ⑦ 一時保護所など児童相談所機能の充実を図ること。
- ⑧ 市内各ブロックにこども相談センターを設置し、児童虐待防止体制を強化すること。
- ⑨ 家庭の経済状況による教育格差の是正と子育て世帯の負担軽減を図る塾代助成事業を全市に拡充すること。

(2) 教育

- ① 都市部の温暖化が進み猛暑の夏が続く中、快適な学習環境を確保するため公立小中学校普通教室にクーラーを設置すること。
- ② 公立中学校の中学生を対象に、段階的に開始している中学校給食について、「家庭弁当との選択制」ではなく、全国的に広く実施されているような「全員喫食」により実施すること。
- ③ 私立小中学校を積極的に誘致して、教育の選択機会を増やすこと。

- ④ 学校の判断により民間参入を促し土曜日学習及び放課後学習を可能にする制度を構築されたい。また、普通教室にエアコンを設置することによって夏季・冬季長期休業を見直し、授業時数の確保を行うこと。
- ⑤ 習熟度別少人数授業を拡充し習熟の程度に応じた教育を実現すること。
- ⑥ 市内各ブロックに教育委員会分室を設置し、周辺地域住民や保護者の意見を教育に反映しやすい体制を構築されたい。
- ⑦ 小中学校の教職員にかかる給与費負担の道府県から政令指定都市への移管にあたっては、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、財源移譲による財源措置を大前提とするよう、国及び府に要望すること。
- ⑧ 教育基本法で示されている「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛する」などの趣旨を踏まえ、学習指導要領の目的・目標等の達成を目指して、最も適した教科書を採択できる仕組みを構築すること。

(3) 保健医療

- ① 医師不足等のため民間の医療機関で手薄となっている産科、小児科、救急医療等が充実、強化されるよう、大阪府はじめ関係機関とも連携して積極的に取り組むこと。
- ② 受診率が低いがん検診や特定健診などの健康診断受診機会の拡大を行い、有効な啓発を行うことで受診率を高め、市民の健康保持増進に努めること。健診にかかる費用についての自己負担の軽減や精密検査への補助等を検討されたい。
- ③ 医療機関及び福祉施設に対する監視指導を強化するとともに、レセプト点検等により診療報酬の適正化を図り、良質な医療の発展を目指すこと。
- ④ 市内各ブロックに保健所支所を設置し、住民の健康に直結する医療や食品衛生などの向上を目指すこと。また、各区保健福祉センターで行われる健康相談・健康教室などの地域への保健サービスも強化されたい。
- ⑤ 国民健康保険の都道府県単位での広域的な運営と、それにとどまらず医療保険制度の一本化を国に強く要望すること。

(4) 福祉

- ① 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の増設と必要な地域への適正配置を図り、介護を充実するとともに、認知症高齢者支援施策の充実を図ること。
- ② 敬老パス制度については、受益と負担の適正化を図る観点から見直しを行うこととなっているが、さらに今後の高齢化の進展も勘案し、利用に応じた制度の変更や、民鉄拡大などを検討すること。
- ③ 生活保護の不正受給を徹底的に排除するとともに真に必要な生活困窮者に対しては救済すること。また、働けるものには就労指導を徹底するとともに、扶養義務者がいる場合はその義務を果たさせる等により適正化を進めること。
さらに、生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化も喫緊の課題であり、さらなる適正化を進めること。
- ④ 「(仮称) 発達障がい者支援室」の設置等による関係局の連携強化や、早期支援・早期療育体制の構築、特別支援教育の充実、さらには就労支援の充実等、ライフス

テージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援の充実を図ること。

- ⑤ 在宅の重症心身障がい児者の地域生活を支援するため、医療的ケアに対応したショートステイの拡充等を図ること。

(5) 住民生活

- ① 通行や営業の妨げになっている放置自転車について民間活力、資本を利用した対策を行い、放置ゼロを目指して取り組むこと。
- ② 市民の利便性を向上するため、住基カードを利用してコンビニエンスストアでの住民票、印鑑証明書等の発行を可能にする制度を構築すること。
- ③ 御堂筋や大阪城周辺、ベイエリア、水の回廊等を観光集客の拠点として積極活用し、経済を活性化し雇用を創出すること。
- ④ 安全上や生活環境上で多岐にわたる課題を抱えている老朽家屋対策の推進を図ること。

(6) 防災対策

- ① 南海沖地震により発生する可能性がある津波対策等、広域的な防災機能を強化すること。
- ② 災害発生時の避難所としての学校や区民センター、公園などの公的施設の役割と機能を強化すること。
- ③ 大規模災害が発生した場合に備えて、民間ビル、マンションが緊急一時避難場所となるよう民間と事前協議を徹底すること。
- ④ 区役所をはじめ区内関係機関の対応も含む各区の実情に応じた防災計画及び詳細な防災マップを作成し、地域住民と防災情報、防災対策を共有すること。
- ⑤ 市内各ブロックもしくは現在の行政区に危機管理室を設置し、住民に身近な防災機能を強化し、迅速かつ安全な避難や災害弱者へのきめ細かい対応ができるようにすること。
- ⑥ マンション等集合住宅における消防訓練実施の促進を図るとともに、高層マンション等における防災訓練の実施など地域での取り組みを強化すること。

(7) 計画施設についての対応

- ① 新しい美術館について、大阪市ののみの負担ではなく、民間資本や活力を利用した建設、運用を目指し、単なる展示場ではなく、美術を志す人たちが集まる施設とすること。民間資本や活力を利用できない場合は、計画を含めて抜本的に見直すこと。
- ② ごみ減量化をさらに進めることで、ゴミ焼却場について、焼却場の建替え計画を中止されたい。
- ③ 平成25年春にまちびらきを控えるうめきたの知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション拠点の形成に取り組むこと。

2期工事については、うめきたがヒト、モノ、カネ、情報が集まる関西の玄関口になるよう制度設計すること。

3. 成長戦略編

(1) 目指す将来像

① ハイエンド（高付加価値創造）都市

大阪・関西の強みをさらに磨き、

i 先端技術産業の集積

ii 高度専門人材の育成・集積・交流

iii 國際標準の競争環境の整備

を実現して、高付加価値を作り出す都市を目指すこと。

② 中継都市

アジア・日本各地を結び、集積・交流・分配機能を発揮する都市を目指し、

i 玄関口「関西国際空港」「阪神港」の機能の向上

ii ヒト・モノ・カネ・情報の集積・交流、各地への分配機能の創出

を実現されたい。

(2) 「大阪の成長戦略」の推進～大阪が再び力強く成長する都市となるために～

長期低迷を続ける大阪。東京圏等への人口・企業流出、税収の落ち込み、地価下落、高い失業率・・・このままでは、世界の中、アジアの中での都市間競争に勝てない。

大阪が抱える課題を分析・検証し、今後10年間の成長目標を掲げた府市一体の「大阪の成長戦略」について、着実に取り組みを推進されたい。

(3) 成長目標

① 実質成長率年平均2%以上、10年間で経済規模を2割拡大することを目指すこと。

② 雇用創出年平均1万人以上、10年間で10万人以上の雇用の創出を目指すこと。

③ 2020年までに大阪への訪日外国人を年間650万人にすることを目指すこと。

④ 2020年までに関空で60万トン、阪神港は2008年ベースで190万TEUの貨物取扱量の増加を目指すこと。

(4) 成長のための5つの源泉

① 内外の集客力強化

国内外から人が集まるにぎわいの都市を目指すこと。

i 國際エンターテイメント・コンベンション都市の創出

国際会議や見本市機能を核とし、多くの集客や高い経済波及効果が期待できる、カジノ誘致を含めた統合型リゾートの立地などを促進し、世界最高水準のエンターテイメント都市を目指すこと。

ii 関空観光ハブ化の推進

アジアと日本各地をつなぐ航空ネットワークの強化や、入国規制・手続きの大枠緩和の国への働きかけなどにより、関西国際空港を拠点に海外からの観光客を呼び込むことをを目指すこと。

iii 関西観光ポータル化の推進

大阪の観光魅力の向上を図るとともに、関西各地の観光資源を活かした観光ルートの開発などを行い、関西全体が海外からの観光客の「玄関口」となることを目指すこと。

② 人材力強化・活躍の場づくり

成長を支える人材があふれる都市を目指すこと。

i 國際競争を勝ち抜くハイエンド人材の育成

高等学校における国際的人材の育成、インターンシップ（企業実習）や共同研究といった大学と企業の連携などを進め、国際社会に通用する人材を育成することを目指すこと。

ii 留学奨学金制度の創設

大学・大学院と連携し、学生を対象とした海外留学金制度を創設されたい。

iii 外国人高度専門人材等の受入拡大

在留資格等に関する規制緩和の国への働きかけや、外国人高度専門人材の意欲を高める環境整備など、「学ぶなら大阪」「働くなら大阪」と思われる都市を目指すこと。

iv 成長を支える基盤となる人材の育成力強化

小・中・高等学校における英語教育の充実や基礎学力の育成、学校選択の幅を広げるための私立高校生への支援の拡充など、成長を支える基盤となる人材の育成力を強化されたい。

v 自国や自国を取り巻く諸国の歴史を学ぶ場の提供

国際化が進む社会で、自国や自国を取り巻く諸国との互いの立場の違いを理解しながら、近現代史を学べる施設の設置に向け、具体的な構想を平成25年度中に取りまとめられたい。

vi 地域の強みを活かす労働市場の構築

ハローワーク（公共職業安定所）の国から地方への移管などにより、住居・生活・福祉などの支援を一体的に提供し、地域の実状や強みを活かした労働市場の創設を目指すこと。

vii 成長を支えるセーフティネットの整備・活躍の場づくり

若年者、子育て世代、女性、高齢者、障がい者など意欲のある人が能力を発揮できる環境を整備されたい。また、就業支援を通じて自立を促し、安心して暮らせるセーフティネットをつくること。

③ 強みを活かす産業・技術の強化

世界をリードする産業・技術が生まれる都市を目指すこと。

i 先端技術産業のさらなる強化

環境・新エネルギー・バイオ（医薬品・医療機器）など、大阪が強みを持つ先端技術産業の優位性を活かし、国際的な競争拠点を形成することを目指すこと。

ii 世界市場に挑戦する大阪産業・大阪企業への支援

海外市場への展開に前向きな中小企業への支援や、日本が世界に誇る上下水道などの技術・システムの輸出などにより、アジアをはじめ世界市場を積極的に開拓することを目指すこと。

iii 生活支援型サービス産業・都市型サービス産業の強化

医療・介護・福祉などの少子高齢化社会を支える生活支援型サービス産業や、大阪の幅広い産業を支える対事業所向けビジネス支援サービスを強化されたい。

iv 対内投資促進による国際競争力の強化

税の優遇や規制緩和などを進める総合特区の活用等により、成長分野を中心に、国際的企業が大阪で操業しやすい環境を整備することを目指すこと。

v ハイエンドなものづくりの推進

中小企業などによる新たな研究開発プロジェクトの創出や、ものづくりを支援する体制の充実などにより、大阪から付加価値の高い技術や製品を数多く生み出すことを目指すこと。

vi 成長分野に挑戦する企業への支援・経済活動の新陳代謝の促進

挑戦を促す支援の強化や、成長分野への参入の促進など、努力する企業ほど優遇される仕組みへ転換を図り、果敢に挑戦する中小企業を応援する制度を構築されたい。

④ アジア活力の取り込み強化・物流人流インフラの活用

アジア活力の集積・交流・分配の中心拠点を目指すこと。

i 関西国際空港の国際ハブ化

経営の効率化をはじめ、格安航空会社の拠点づくりや日本・アジアの貨物を呼び込み、アジアと日本各地をつなぐ「中継拠点」を目指すこと。

ii 阪神港の国際ハブ化

港湾経営の一元化を進めるとともに、国際コンテナ戦略港湾として阪神港の国際競争力を強化されたい。

iii 物流を支える高速道路機能の強化

都市圏の高速道路の運営一体化を進め、その収益を道路の未整備区間の整備に活用し、モノの流れを円滑にすることを目指すこと。

iv 人流を支える鉄道アクセス・ネットワーク強化

関空から、より早く便利に移動できる鉄道（なにわ筋線、関空リニア等）や、大阪と各地を結ぶリニア中央新幹線・北陸新幹線の整備に向けて、事業手法等の構築を検討されたい。

v 官民連携による戦略インフラの強化

インフラの運営権の民間付与（コンセッション方式）など、民間の知恵や資金を活用した新たな整備手法を導入し、空港・港湾・鉄道・道路などの機能を強化することを目指すこと。

⑤ 都市の再生

魅力あふれる都市を目指すこと。

i 企業・人材・情報が集い、技術革新が生まれる都市づくり

総合特区の活用等により、「夢洲・咲洲」「大阪駅周辺」「大阪城周辺」などの都市機能を強化し、高機能な都市を目指すこと。

ii 地域の既存資産を活かした都市づくり

高齢化が進む都市の再生、地域の資源を活かした景観形成やまちづくりの促進など、既存の公的資産・民間資産を有効活用し、都市の活力を再生することを目指すこと。

iii 低炭素社会を先導する都市づくり

事業者のCO₂排出削減量を活用する仕組みの推進や、電気自動車・エコカーなどの普及を促進し、地球にやさしい都市づくりを目指すこと。

iv みどりを活かした都市づくり

都市部で実感できるみどりの創出や、大阪の大きな魅力である周辺部の自然環境の再生・保全により、みどりの風を感じる都市を目指すこと。正連寺川環境整備事業（淀川左岸線1期）による18.8ヘクタールの公園整備については、将来うめきたや淀川左岸線2期による緑地と連結され、大阪湾からうめきたまでつづくグリーンベルト構想（仮称）とし、その規模やまちづくりに対する効果から大阪全体で取り組むことをを目指すこと。

4. 産業振興編

(1) 大阪市の大都市型産業振興センターと大阪府の大都市産業振興機構の統合を目指し、情報の共有化を図り、中小企業の経営課題の克服や営業活動の支援を強化されたい。具体的には国内外の販路開拓や経営相談等の支援策に取り組むこと。

(2) 産業技術策に関しては、大阪市立工業研究所と大阪府立産業技術総合研究所の統合

を目指し、高度な研究機関を設置して、民間と協同で連携を深め、技術革新を進める企業を支援されたい。

- (3) 融資策においては、大阪市信用保証協会と大阪府中小企業信用保証協会の統合を目指し、経営効率化による経営基盤の強化を図り、今後とも継続して中小企業への資金供給の円滑化に取り組むこと。
- (4) 産、学、官の連携強化策として、大阪都公立大学法人により、大阪市立大学と大阪府立大学と一体経営し、中小企業の技術革新やサービスの開発並びに新事業展開を促進すること。

5. 広域インフラ編

(1) 交通・道路

ミッシングリンク解消等により、阪神都市圏の道路ネットワークの強化を目指すこと。

① 淀川左岸線延伸部を整備

阪神都市圏の高速道路網のミッシングリンクである淀川左岸線の整備を検討し、第2京阪国道と阪神高速湾岸線を結ぶことにより、圏域内のネットワーク・物流を円滑にすることを実現されたい。これにより、都心部をはじめ幹線道路の渋滞緩和も実現する。

② 有料道路料金の一体的運営

阪神都市圏の有料道路料金施策などにより、地域で一体的に運営できる形を目指すこと。

(2) 鉄道

関西圏を支える広域鉄道ネットワーク、府域全体の利便性を高める地下鉄ネットワークの充実を検討されたい。

① 関空アクセスの強化

関西国際空港の利便性を高めるため、北摂、京都、神戸方面からのアクセスを抜本的に改善するべく、大阪都心部から関空までのアクセス時間を大幅に短縮することを目指すこと。

② 私鉄の乗継・強化

地下鉄と私鉄との相互乗入や乗継強化を検討し、利便性を高め、府民全体が利用しやすい環境を整備することを目指すこと。

(3) 港湾

大阪湾諸港の強みを生かし、広域的に港湾機能を集約化することにより世界の諸港湾と競争できる体制を目指すとともに、大阪湾諸港の経営一元化に向けた戦略を策定されたい。

(4) 空港

- ① 関西国際空港をLCC（格安航空会社）の拠点にするなど、関空のハブ化を促進されたい。
- ② 関空アクセス改善のため、なにわ筋線の整備、関空リニアの実現を検討すること。

6. 都市計画編

(1) 少子高齢化社会へ突入することを踏まえ、大阪市の都市構造を抜本的に見直すこと。

現在の大阪市の都市構造は高度成長時代型であり、御堂筋界隈を現在のようなオフィス街専用とするのではなく、人で賑わう街、生活感のある街、世界でもっとも質の高いコンパクトシティを目指すこと。また都市構造そのものが観光資源となるように、世界に類を見ない圧倒的魅力を有する都市構造に造り直し、外国人観光客を増やすことを目指すこと。

(2) うめきたの緑化、駅前ビルの建て替えに伴う屋上緑化などと共に中之島から難波にかけての車両の流入規制、御堂筋の緑化、それらに伴う大阪市全体の都市構造について検討すること。

(3) 大阪市内のど真ん中に、淀川からなんばに連なる縦の緑、そして中之島の横の緑を合わせた巨大なグリーンクロスの形成を検討し、大阪城・難波宮界隈、天王寺公園界隈も緑の拠点化を検討すること。

(4) 長堀通りを水と緑が豊かな通りにして、にぎわいを創出することを目指すこと。

7. 自治体外交編

(1) 住宅、教育機関、病院、交流スペース等を備えた国際村を浪速区の未利用地に創設し、ヒト、モノ、カネ、情報を国内外から誘致されたい。

(2) 国際機関、領事館、国際会議を誘致されたい。

(3) 姉妹・友好都市やビジネスパートナー都市、上海事務所などの海外ネットワークを積極的に活用することで、戦略的に国際交流の強化を図ること。

(4) 国内外から観光客の誘致・域内消費の増加を図り、ショッピング・飲食・宿泊機能を中心とし、これらに係る民間ポテンシャルが最大限発揮できる施策を講じること。

(5) アジア諸都市との関係を推進し、経済的な域内連携を推進されたい。

(6) 大阪の玄関口及び主要街路への、国旗の掲揚を検討すること。

8. 文化振興編

(1) 文化振興への投資が、新たな価値を創造し社会を支える。文化振興を施設等の箱モノ建設や整備だけと捉えるのではなく、大阪全体で芸術家等が活動・発表できる場を多面的に提供することを目指すこと。伝統文化のアピールや新たな文化ベンチャー育成を重視し、文化についての市民の創造的な挑戦を積極的に受け入れ、アジアや全国から芸術家が集まる都市を目指すこと。

(2) 大阪の伝統芸能、上方芸能、クラシック音楽の振興を図り、文化・教育的価値だけでなく、観光資源、経営資源として国内外に発信されたい。また、市内歴史的建造物を活用した文化活動を支援すること。

(3) 行政が文化を意図的に作りだすあるいは特定の文化を高価値として集中支援するという発想ではなく、特定の文化に絞ることなく、新たな文化的価値の発想を大切にすること。市民の自律と創意が最大限に發揮され、自主的な文化活動が活発に行われるようサポートすること、市民ニーズや芸術家の専門性を伸ばす環境を整える文化行政にふさわしいP D C A サイクルを構築されたい。

9. エネルギー政策編

(1) 原発依存度を下げるることを目指し、発送電分離の推進で新規参入を促し、競争によって電力の供給体制を確立するとともに、市民生活の安定と産業の保護・さらには新産業の誘致・育成のための基盤づくりを目指して、関西電力株式会社の株主提案権を行使されたい。

(2) 民間資本を活用したエネルギー政策、地産地消のエネルギー政策を目指し、省エネルギーの促進を図ること。新エネルギーについても太陽光発電などの導入を検討されたい。

10. 基礎自治統治機構編

(1) 大阪都が実現するまでの間、現在の24の行政区を市内5～9にブロック化することを検討し、住民に身近なサービスを実現すること。

(2) 教育委員会分室、保健所支所、危機管理室、こども相談センターを大阪市内のブロック区（ブロック化が実現するまでの間で可能であれば各行政区）に新たに設置し、より住民に身近なところで住民が決めることを可能にする制度を構築されたい。

- (3) 各区の特色ある施策を実施するためブロック区（ブロック化が実現するまでの間で可能であれば各行政区）に予算を大幅に移譲すること。また、各区に関する局の事業予算及び人事配置についても、区長の意見を十分配慮されたい。
- (4) 大阪都に移行する際には、次のとおり住民に身近な統治機構を実現することを目指すこと。

① 特別自治区（区長公選制）

人口267万人の巨大都市である大阪市に市長が一人の体制では、住民や地域コミュニティーの声を行政に適切に反映した住民自治を行うことは不可能である。

現在の大阪市を人口30～50万人程度の複数の特別自治区に再編し、中核市並みの予算編成権を与えるとともに、特別自治区の区長は区民が選挙で選ぶことができる制度を構築されたい。特別自治区制度の構築にあたっては、特別自治区間の競争を促進し、公選区長がそれぞれの特別自治区の特色を生かした魅力あるまちづくりが可能となるよう特区の活用なども含めた柔軟な権限・事務の配分を行うとともに、住民の生活を守るために社会保険・生活保護などの社会保障制度に係る財源が各特別自治区に確保されるための適切な財政調整制度が構築されるよう十分に留意されたい。

② 地域自治区（地域協議会）

より一層の地域の細かな意見を行政に反映させるため、各特別自治区内に、概ね現在の行政区をベースにした地方自治法上の地域自治区を構成し、地域自治区内に当該地域の代表者からなる地方自治法上の地域協議会を設置することを実現されたい。

地域協議会は地域自治区内の行政事務に関し、特別自治区の区長に対し意見を述べ、また区長から諮詢を受けた事項について答申し、さらに、地域自治区内の重要な公施設の設置、廃止や管理のあり方、さらに地域事業や地域基本施策などについて、地域代表制を有する機関としての意見を述べることで、地域の意思を特別自治区の行政に反映させることができ制度を構築すること。

③ 地域での活動団体への支援

地域自治区内には、概ね小学校区をベースに、市民活動団体等が参画する地域活動協議会を設置し、これを法人化することを実現されたい。

これまで必ずしも明瞭ではなかった行政からの交付金については、地域活動協議会が一括して受け、会計監査、業務監査を徹底することで業務の透明性を図るとともに、地域活動協議会の財源を確保することで、地域コミュニティーを強化することを目指すこと。

また、市長等から委嘱を受け、公益性の高い活動を担う青少年指導員連絡協議会、青少年福祉委員連絡協議会やその他の団体について十分に支援されたい。

以上